

子ども・子育て支援新制度利用者負担額の考え方

H 2 6 . 1 1 . 5

1 シミュレーションの前提条件

子ども・子育て支援新制度の利用者負担は、1号、2号、3号（2号及び3号は保育標準時間、保育短時間の2段階）と設定することとなります。最終的には国の徴収基準に対する比率で判断するため、下記のとおり一定の条件を付すこととなります。

(1) 1号認定

- ・平成25年度の私立幼稚園就園奨励費補助金に関する市民税データを活用。全園分ではなく、平成27年度に新制度への移行の意思を示している私立幼稚園4園分のみとする
- ・市民税所得割は園児の属する世帯の構成員の合計額
⇒現行制度と同じ
- ・年少扶養控除は加味しない
⇒新制度対応

(2) 2号及び3号認定

- ・平成26年8月の在園者のうち、市民税データがある者が対象
⇒所得税の源泉徴収票があっても、保護者2人とも市民税データがない世帯は除外
- ・保育年齢は変更しない
⇒来年度も同じ保育年齢と仮定
- ・第2子半額、第3子無料世帯の情報は加味しない
⇒兄弟姉妹も同じ保育年齢で満額徴収するものと仮定
- ・住民税所得割は原則父母合計額
⇒現行制度と同じ
- ・年少扶養控除は加味しない
⇒新制度対応
- ・国徴収基準との比較は、全51園中3割を占める90名定員の給付単価（0～2歳＝95,800円、3歳＝47,400円、4～5歳＝41,000円）を使う
⇒実績は各園ごとの給付単価との比較
- ・全員が保育標準時間利用とする
⇒実際は、保育短時間の利用者負担は、国と同じく保育標準時間の利用者1.7%減で設定する

2 利用者負担設定のポイント

(1) 1号保育料

- ・ 2号・3号保育料と同様に，1号保育料も国基準の75パーセントを目標値に設定
- ・ 国基準の所得階層を細分化し，保育料の急な上昇を緩和
- ・ 1号と2号の預かり時間を考慮し，市民税所得割額が同一の場合，2号の保育料よりも1号の保育料を低く抑える
- ・ 現行の私立幼稚園における柏市の自己負担水準（就園奨励費＋就園費年額20,000円補助後）以下とする

(2) 2号及び3号保育料のポイント

① 保育料負担の公平化

- ・ 平成25年度の保育料改定時の対国基準75%を基本とし，8月在園児約5,000人でシミュレーションした結果約73%
- ・ 現行保育料は階層によって対国基準0%～100%と差が大きかったため，16%～99%に縮小（非課税世帯も有料化）
- ・ 負担が大きかった0～2歳児（85→81%）を引下げ，3歳児（60→67%），4～5歳児（56→63%）を引上げ

② 保育料階層の細分化

- ・ 現行の保育料表の19階層を27階層（減額分を含めると33階層）に細分化
- ・ 階層ごとの保育料差額は，9,100円から3,300円に縮小（第2階層から第3階層の上げ幅を除く）

③ 保育標準時間と保育短時間

- ・ 新制度の保育料は，保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）の2本立て。保育短時間の保育料は，標準時間の98.3%という国の設定どおり（10円未満切捨て）

3 低所得者への配慮（1～3号共通）

- ・ 現行制度の認可保育園の保育料と同様，第2階層（市民税非課税世帯）の母子・父子・在障世帯について保育料を無料
- ・ 現行制度の認可保育園の保育料と同様，第3階層（所得税非課税世帯）の母子・父子・在障世帯について保育料を半額にするという柏市独自の軽減制度を第3階層（市民税所得割48,600円未満世帯）で継続（所得税非課税から実質拡大）
- ・ 婚姻暦がない母子世帯，父子世帯に対して，戸籍を確認したうえで，寡婦控除と同額を控除して保育料を算定（新規導入）

4 現行制度の保育料との比較

(1) 負担増のケース

① 年少扶養控除分

年少扶養控除の暫定措置がなくなることにより、多子世帯を中心に負担増となる可能性がある。

年少扶養控除＝子ども1人当たり380,000円を控除

税率5%＝19,000円, 10%＝38,000円

20%＝76,000円, 23%＝87,400円を控除

○ ケース 1

父(年収400万円), 母(年収85万円), 子ども3人

■ 26年度

父＝所得税60,700円－19,000円×3人

所得税3,700円とする

母＝所得税非課税

⇒所得税3,700円でD2階層13,100円

■ 27年度

父＝市民税所得割77,160円

母＝市民税非課税

⇒市民税所得割77,160円で4－4階層26,300円

② 最高額の引上げ

中間所得者層の引下げのため、高所得者の最高額の保育料を引上げた。

○ ケース 2

父(年収804万円), 母(年収716万円), 子ども2人

■ 26年度

父＝所得税478,300円－76,000円×2人

所得税326,300円とする

母＝所得税353,900円

⇒所得税680,200円でD13階層62,000円

■ 27年度

父＝市民税所得割275,220円

母＝市民税所得割247,380円

⇒市民税所得割522,600円で8－3階層70,000円

(2) 負担減のケース

① 中間所得者層の引下げ分

これまで国基準に対する負担が大きく、860人と人数も多い

0～2歳児の中間所得者層（現行制度のD9，D10階層。世帯収入640万円前後）の保育料を引下げたことによる影響。

○ケース3

父（年収570万円），母（年収131万円），子ども1人

■26年度

父＝所得税184,400円－38,000円×1人

所得税146,400円とする

母＝所得税3,400円

⇒所得税149,800円でD10階層53,600円

■27年度

父＝市民税所得割171,780円

母＝市民税所得割5,580円

⇒市民税所得割177,360円で6－1階層46,100円

②累進課税の影響

所得税は，所得金額に応じて，5，10，20，23，33，40％と税率が段階的に上がっていくのに対して，市民税は一律6％である。以前の分科会でお示ししたとおり，父母にそれぞれ収入がある場合と一方に収入が偏っている場合とでは，階層に差が生じるケースもある。

○ケース4

■26年度

父（年収731万円），母（年収594万円），子ども2人

父所得税247,300円，母所得税209,900円

⇒所得税457,200円でD13階層62,000円

■27年度

父所得割250,680円，母所得割186,840円

⇒市民税所得割437,520円で8－1階層67,300円

○ケース5

父（年収878万円），母（年収10万円），子ども2人

■26年度

父所得税452,900円，母所得税0円

⇒所得税452,900円でD13階層62,000円

■27年度

父所得割312,000円，母所得割0円

⇒市民税所得割312,000円で7－1階層61,300円